



# 「戦争立法」と一体で「いつでもどこでも」地球の裏側、戦闘地域非戦闘地域限定なし

日米の外交・軍事担当閣僚による日米軍事協力ガイドラインが18年ぶりに改定されました。このガイドラインは78年に制定され、97年に改定されています。当初のガイドラインは日本への武力攻撃を想定して策定され、97年の改定では米軍がアジア太平洋地域で戦争に乗り出せば「日本周辺事態」という口実で自衛隊が米軍を支援するという取り決めでした。今回の新ガイドラインはこうした地理的条件や戦闘地域・非戦闘地域の区分を取り払い、世界的規模で米軍支援を可能とするものです。今回の改定は5月15日前後に閣議決定される「戦争立法」を先取りするものであり、国民世論に逆らう暴走です。

## 日本が負うべき義務が大幅に増える

前回のガイドラインの改定に携わった柳沢協二元官房副長官補は「日本がやるべきことは大幅に増えるが、米国がやるうとしていないことは今までの政策から一歩も出ていない。非常にアンバランスだ。そこまで安保条約が要求しているのか」と批判しています。

## 新たな日米ガイドラインの骨子

### 新指針の目的

● 同盟のグローバルな性質から地理的制約の撤廃

● 平時から戦時まで「切れ目ない」日米協力

### 同盟内の調整

● 共同司令部併置など平時から調整機能を強化

● 日米の共同作戦計画を平時から策定、更新する

### 切れ目のない対処

#### ① 平時

▽ 情報収集・警戒監視・偵察（ISR）

▽ アセット（装備品等）の防護など

▽ 日本に重要な影響を与える事態

▽ 地理的に限定ないと明記

▽ 戦地支援含め米軍の後方支援

▽ 民間空港・港湾の軍事使用

▽ 日本に対する武力攻撃事態

▽ 自衛隊は島嶼含む陸上攻撃阻止、米軍はこれを支援

▽ 他国に対する武力攻撃事態

▽ 集団的自衛権行使時の自衛隊の役割を明記

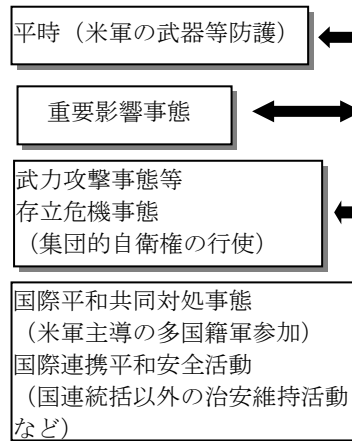
▽ 地方自治体・民間の戦時動員を明記

▽ 日本における大規模災害への対処

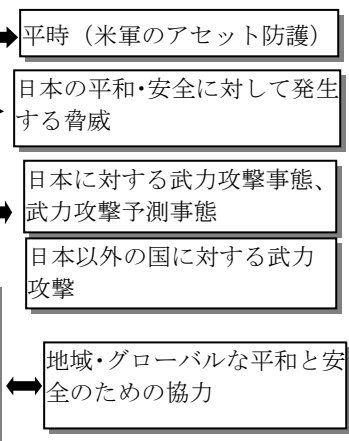
## 雑感

テレビの解説者が、「今回の法律が通れば自衛隊は集団的自衛権行使で、海外の戦争に行くんですよ。」と言えば、元幕僚長が「いや前線ではなく、後方支援部隊では。」元幕僚長「自衛隊員は当然その覚悟をもってもらわなければ。国民もその覚悟は必要。」解説者「政府はそんな説明いつした？」

### 与党協議で議論された事態・活動



### 新指針に盛り込まれた項目



## 密接に関連する「戦争立法」

「戦争立法」に関する自民・公明両党の与党協議会が開催され、意見の相違がある部分について「整理」が行われました。「基本的な考え方」は周辺事態法を改定し「重要影響事態安全確保法」における「重要影響事態」の意味について、改めて地理的制約を撤廃することを確認しました。また新ガイドラインと歩調を合わせ、自衛隊が地球の裏側まで行って、米軍と共に軍事活動も可能となることを確認されました。

### 地域・グローバルな協力

● イラク型・アフガン型の派兵も排除せず

● 3カ国および多国間の軍事協力を推進・強化

● 宇宙・サイバー空間での軍事協力強化

● 軍事基盤での取り組み強化

● 武器開発・情報協力・人材交流で協力強化